

令和7年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和7年7月15日（火）午後2時から4時まで
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	開会 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 (1) 令和6年度下半期 契約締結状況について (2) 令和6年度下半期 審議案件について ①指名競争入札 (3件) ②随意契約（入札後随意契約）(2件) ③随意契約（特命随意契約）(2件) 4. その他 閉会
審議の対象とした期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで 335件（内訳：制限付一般競争入札8件、総合評価方式入札2件、希望制指名競争入札98件、指名競争入札90件、随意契約137件）
報告資料	1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 各審議案件資料 4. 審議案件補足資料、その他資料
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和7年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和6年度下半期 契約締結状況について

事務局から令和6年度下半期の契約締結状況を報告。

平均落札率は94.5%であった。

2. 令和6年度下半期 審議案件7件について

事務局から資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」に基づき報告し、審議を行った。

(1) 指名競争入札（3件）

- ①「特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修工事に伴う移転コーディネート業務委託」
- ②「電線共同溝整備工事（北1284号）」
- ③「赤羽台西小学校プール等解体工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
①について ・ 予定価格を事前公表していないにもかかわらず、最初から辞退する事業者があるのはなぜか。 ・ 落札者と僅かな金額の差で、最低制限価格を下回り失格となっている応札者があるが、大手事業者であり、品質確保やダンピング等の問題があるとは思えない。最低制限価格制度が適正に機能していると言えるのか。また、もっと弾力的な運用はできないか。 ・ 入札結果を所管課にフィードバックして予定価格の適正性について検討を促す機会を設けているか。 ②について ・ 1度目に辞退した事業者が2度目に応札しているのは何故か。	・ 当該事業者は、申込がなく追加指名した事業者であり、「業務繁忙のため」という辞退理由であった。 ・ 人件費の割合が大きい業務委託では、落札額が従事者の給与に直接的に影響することから、最低制限価格制度により一定の基準を設ける必要がある。最低制限価格は予定価格に対する割合で決定するため、適正な予定価格の設定も重要となるが、社会状況や物価、事業者の受注状況によっても応札額に変動があり、設定が難しい。予算編成時の積算をそのまま発注時に採用するのではなく、案件発注時点の適正価格を考慮した積算を改めて行うよう全庁周知している。 ・ 入札結果は所管課へフィードバックし、次回入札時に生かしてもらっている。 ・ 1度目の入札時の質問回答期間で解消しきれなかった仕様書に対する疑義が、2度目で解消されたためと考えられる。

・ 辞退者が多い。入札等審査委員会での業者選定において、辞退者が減るような努力はしているか。 ・ 本件は予定価格を事前公表しているとのことだが、それが妥当な金額ではなかったため辞退してしまったということはないか。 ③について ・ 失格者の応札額は落札額と1割程度の差異であり、これで失格になってしまうのは適切なのか。最低制限価格は適正な履行確保のために必要なことは承知しているが、区民感覚からすると、より安価な金額を提示した事業者と契約すべきと思うだろう。 ・ 最低制限価格をもっと下げていれば安い価格で落札されたはずだが、何か不安要素があるのか。また、低入札価格調査の対象を広げることは可能か。 ・ 確かに少額案件まで調査するのは合理的ではなく、難しい部分はあるが、本件のような事例を今後の検討に生かして行ってほしい。	・ 同種案件の実績や手持ち工事等を考慮して指名をしているが、記載された辞退理由から、本件工事の特殊事情によるところもあったものと考えられる。 ・ 本件は1度目の開札時にも予定価格を理由とした辞退はなかった。もしそういった理由での辞退で不調となった場合には、仕様の見直しや予定価格の再積算を行い、不調原因の解消を図っている。 ・ 予定価格や最低制限価格は一定の積算基準に基づき設定しているが、解体工事では失格者が出てしまうことが時々ある。資材や労務費の高騰などを適切に反映することも重要であり、設定には苦慮しているところである。 ・ 最低制限価格は、予定価格の75%～92%の範囲で設定している。低入札価格調査は公告案件を対象としており、調査基準に該当した場合、調査の結果、その価格で実施できる妥当な理由を確認できれば契約に至るが、調査に一定の期間を要するため、落札者決定までに時間がかかる。 ・ 今後の状況も注視しながら、制度運用について研究していく。
--	--

(2) 随意契約（入札後随意契約）（2件）

- ④「東京都北区戸籍氏名の振り仮名届出に係る問い合わせ対応等業務委託」
- ⑤「桜田北保育園園庭テラス改修工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
④および⑤について ・区が履行可能と判断して指名した事業者の安い応札額を最低基準価格未満で失格として採用せず、予定価格を上回る高い応札額の事業者と交渉し、予定価格未満に下げてもらって契約しているという状況は、区民感覚からすると理解し難い。制度として批判されても仕方ないのではないか。 ・各事業者の応札額に大きな開きがある状況であり、下見積の徴取方法や予定価格の設定方法は妥当だったのか。 ・最低制限価格の設定割合には幅があるなかで、運用について改善の余地があるのではないか。	・業務委託など物品契約では、予定価格は複数事業者から徴取した下見積を参考に積算することが多いが、下見積額と応札額に差が生じている場合がある。また、事業者によって業務仕様の捉え方や必要人員の見込み方に差異があった可能性がある。 ・工事契約では都の標準単価から予定価格を積算しているが、入札参加者間で応札額に開きがあることについては、仕様書の記載や資料等で発注者の意図する内容が適切に伝わっていない可能性がある。まずはその点について改善が必要だと考えている。 ・適切な下見積の徴取方法や、それを踏まえた予定価格の設定については、引き続き所管課に周知していく。 ・最低制限価格を下回る案件の件数自体は特段増えている状況ではないが、案件に応じた設定も含め、制度運用については引き続き研究が必要だと考えている。

(3) 随意契約（特命随意契約）（2件）

- ⑥「(仮称)北区立堀船中学校等複合施設新築工事監理業務委託」
- ⑦「赤羽イノベーションサイト人材育成等事業企画及び運営業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
⑥について ・工事監理業務は、設計業務をプロポーザルで受注した事業者と契約するものなのか。設計業務と工事監理業務を一体的にプロポーザルで審査することはできないか。 ・設計業者と特命随意契約となる場合の工事監理業務における見積価格の妥当性についてはいかがか。 ⑦について ・1者のみを審査するプロポーザルは成立するのか。	・工事監理業務には設計業者の関与が不可欠だが、プロポーザルは予算の担保がないと実施できないため、設計により工事及び監理業務の予算や債務負担が確定した段階での別発注・別契約となる。 ・契約金額の妥当性については、「特命随意契約予定金額妥当性確認書」により、同種同規模案件との比較検討や、積算標準に基づく確認等も行っている。 ・応募が1者であっても、その1者について審査し、審査基準に満たない場合は落選となる。本件は公募型プロポーザルにより一定の客観性を持って審査を実施しており、適正に成立していると認識している。

審 議 結 果
・全体として適正な競争入札が行われていた。 ただし、最低制限価格の必要性は十分認識しているものの、区民感覚からすると問題意識を持たざるを得ない結果となっている案件も見受けられた。 これらの事例を生かして、柔軟かつ弾力的な制度運用を行い、適正かつ区民が納得できる入札結果を導けるよう努力してもらいたい。 ・手続きは発注基準等の各規定を守り適正に行われていた。 最低制限価格の運用については、柔軟な運用ができると良いのではないか。 ・環境変化が著しく、入札不調や不落が全国的な問題となるなか、これを契機とした事業や制度の直しなど、この状況だからこそできることもあり、ここまで落札や契約につなげられていることは評価できる。 入札制度については、当然維持すべき部分はあるが、あまり硬直に金額等で一律の運用を行うのではなく、社会状況の変化や個別案件に合わせた柔軟な対応や調整が求められていると考えており、今後に期待したい。